

－ 第2群 対象地域・対象車両・特別措置のご案内 －

<第2群 11月13日付 再々伸長対象地域>

宮城県の全域と岩手県・福島県・長野県の一部の地域

【宮城県】

全域

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

【福島県】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

【長野県】

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

●対象車両

1. 車検対象車

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき伸長された自動車検査証の有効期間の満了日（令和元年10月15日から令和元年11月28日）までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和元年11月29日を限度としてこれを猶予します。

2. 車検対象外車

令和元年10月15日から令和元年11月29日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を令和元年11月29日を限度としてこれを猶予します。

●特別措置の内容

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予	
車検対象車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 11月29日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方 	車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 11月29日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
	上記以外	車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断できる方 	—	—	○ 令和元年 11月29日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
	上記以外	—	—	×	